

R07 熊広第 000455-001 号

令和 8 年 2 月 3 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
大阪南地域協議会
議 長 森 義 仁 様
泉南地区協議会
議 長 久保田 将 功 様

熊取町長 藤原 敏司

2026（令和 8）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、本町行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 10 月 29 日付けで要請のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

目次

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

- (1) 就労支援施策の強化について (★)
 - ① 地域就労支援事業の強化について
 - ② 障がい者雇用の支援強化について
 - ③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備
 - ④ 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化 <新規>
- (2) ジェンダー平等社会の実現に向けて
 - ① 女性活躍・両立支援関連法の推進について
 - ② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について
 - ③ 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて
- (3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について
- (4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について (★)
 - ① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について
 - ② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について
 - ③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について
 - ④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて
- (2) 取引の適正化の実現に向けて (★)
- (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)
- (4) 公契約条例の制定について
- (5) 海外で事業展開を図る企業への支援
- (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について
 - ① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について
 - ② 住宅セーフティネット法の周知徹底について
 - ③ 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について
- (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

- ①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について
- ②口腔保健事業の周知徹底について
- (3)医療提供体制の整備に向けて (★)
 - ①医療人材の勤務環境と処遇改善について
- (4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)
 - ①地域包括ケアの推進について
 - ②介護職員等の処遇改善に向けて
 - ③ハラスメントの防止対策について
 - ④介護サービスの防止対策について
 - ⑤認知症対策について <新規>
 - ⑥認知症に関する条例制定に向けて <新規>
- (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)
 - ①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について
 - ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて
 - ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について
 - ④子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて
 - ⑥子どもの虐待防止対策について
 - ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

4. 教育・人権・行財政改革施策

- (1)教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)
- (2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)
- (3)奨学金制度の改善について (★)
- (4)労働教育のカリキュラム化について
- (5)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について
- (6)行政におけるデジタル化の推進について
- (7)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて
- (8)政治参加への意識向上にむけて

5. 環境・食料・消費者施策

- (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)
- (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）
- (4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）
- (5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

- (6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と
その実践に向けた産業界との連携強化について
- (7) 再生可能エネルギーの導入促進について

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1) 交通バリアフリーの整備促進について
- (2) 安全対策の向上に向けて
- (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <補強>
- (4) 自転車等の交通マナーの向上について
- (5) 子どもの安心・安全の確保について
- (6) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)
- (7) 地震発生時における初期初動体制について
- (8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)
- ① 災害危険箇所の見直しについて
- ② 防災意識向上について
- (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み
- (10) 交通弱者の支援強化に向けて
- (11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて
- (12) 空き家対策の推進 <新規>
- (13) 公衆喫煙所の整備の強化 <新規>

7. 大阪南地域協議会統一要請

- (1) 震災における対応について
- (2) 各自治体による少子化対策について
- (3) 子ども食堂ネットワークについて

8. 泉南地区協議会独自要請

- (1) 広域幹線道路の整備について

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

【背景】

地域労働ネットワークが形式的な開催にならないよう、積極的な活動を求める。

市町村のニーズ、就労希望者、求人企業のニーズを把握し、地域に根ざした就労支援が行われるよう、市町村と連携した継続的な取り組みが必要。また、子育てや介護を抱える人、ひとり親へ向けた両立しやすい職業能力開発などの就労支援策を求める。

令和7年4月25日(金)第1回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議が開催され、「就職氷河期世代を含む中高年世代」への支援について議論された。

【回答】(産業振興課)

「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな、ていねいな支援とその活用に向けた周知啓発を引き続き行ってまいります。

また、ひとり親などの就職困難層に対する就労支援については、本町に就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターといった専門職員を配置し相談対応を行うと同時に、就職困難者等支援策として就職に役立つ資格取得に取り組む方への補助を実施しております。

② 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

【背景】

雇用率は全国とほぼ同水準（全国 2.41%・大阪 2.44）だが、法定雇用率達成企業の割合は全国よりも 4.4 ポイント低く（全国 46.0%・大阪 41.7%）特に中小企業の達成割合が低い。さらに法定雇用率の段階的引き上げ等を考慮し、中小企業への取り組み支援が急務であり、ヒアリングによる企業ニーズ・個別課題に応じた支援が必要となってくる。また、地域に根ざした就労支援が肝要であり、市町村と連携したマッチング支援が求められている。

【回答】（障がい福祉課）

障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」について、必要な方に支給しているところです。

また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がいの特性を踏まえた雇用環境の整備について事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。

さらに、「障害者週間」などにおきまして、障がいに関する理解を深めるための啓発活動や情報提供を行っているところであり、今後も継続した取組みを進めてまいります。

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS 等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AI を活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

【背景】

外国人労働者は 2024 年 10 月時点で、全国で約 230 万人（前年比 33.7%増）、大阪府内では約 17.5 万人（前年比 19.3%増）と過去最高を更新しており、今後も増加が見込まれている JETRO の 2024 年調査でも、企業の 30.6%が「今後外国人材を増やす・新た

に雇用する」と回答しており、人口減少や新たな育成就労制度の導入、大阪・関西万博を契機に、これまで外国人就労が少なかった業種にも広がることが想定される。

一方で、技能実習や特定技能制度では、来日前に日本語講習を受けていることが前提とされているが、実際には「ほとんど話せない」「職場での意思疎通が困難」といった声が多く、現場ではトラブルや孤立の要因となっている

また、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存しており、安定的な運営が難しい状況にある。

大阪府が展開している2025年度版「外国人材受入加速化支援事業（MEET IN OSAKA）」で、企業と外国人材のマッチング支援や就労前研修などを実施しているが、生活支援や言語教育の分野では制度的な支援が不十分であり、今後は包括的な共生支援体制の構築が求められる

【回答】（産業振興課）

外国人労働者の受入については、国内の労働力不足を背景に大きな課題となっていると考えておりますので、環境整備については、国の適正な運用や大阪府、他の市町村の動向などを調査しながら検討してまいりたいと考えております。

同時に、出入国在留管理省庁からの特定技能外国人の受入に係る、協力確認書の受領を行い、共生社会実現のために実施する施策の協力体制を構築しています。

<新規>

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【背景】

大阪府では、2019年に「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、段階的に施行を進めてきたが、2025年4月の全面施行により、客席面積が30平方メートルを超える飲食店は原則屋内禁煙となった。

しかし、現場では「喫煙専用室の設置費用が負担」「標識掲示の方法が分からない」といった声も多く、特に中小規模の飲食店では対応が遅れているケースも見られる。

また、条例施行後も、屋外での喫煙や路上喫煙の増加が懸念されており、府としては屋外分煙所の整備や、地域住民との協調によるマナー啓発も含めた包括的な対策が求められている。さらに、健康増進法の運用状況についても、府内全域での実態調査を通じて、法令遵守の実効性を高める必要がある。

受動喫煙は、労働者の健康を損なうだけでなく、職場環境の悪化や人材確保の障壁にもつながることから、働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化は、労働政策・健康政策の両面からも喫緊の課題である。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

本町では、喫煙所の設置や喫煙・禁煙表示等への補助、啓発に係る費用について、大阪府の「大阪府公衆喫煙所設置補助制度」の周知に努めます。

また、受動喫煙防止対策と併せて、泉佐野保健所および管内の市町や職域と連携し、禁煙を希望する者には、支援をします。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、熊取町として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【背景】

女性活躍推進法の改正により、101人以上の事業主については事業主行動計画の策定・公表が義務付けられ、取り組み内容や目標、男女差異などが可視化されるようになった。中小企業においても女性活躍をさらに推進するため、義務化されていない100人以下の企業へも策定を働きかけることで意識向上や採用時のPRになることを理解いただくことが重要。

特に大阪府においては、女性の非正規雇用率が依然として高く、管理職に占める女性の割合も全国平均を下回っている状況にあります。また、性別役割分担意識が根強く残っており、女性のキャリア形成や継続就業に対する障壁が存在しています。

大阪府では、6歳未満の子どもを持つ父親の育児・家事時間が全国平均を下回っており、男性の育児参画を阻む職場文化や制度運用上の課題があると考えられる。男性の育児休業取得を促進するためには、制度の整備だけでなく、管理職層への意識改革や、取得しやすい職場風土の醸成が不可欠です。

【回答】（人権・女性活躍推進課、人事課）

女性活躍推進法に関する周知につきましては、町ホームページをはじめ、町広報誌等において周知を行っております。引き続き、あらゆる機会を捉え、周知啓発に努めてまいります。

職員の給与の男女の差異については適切に公表しており、今後も引き続き状況把握・分析を行い、女性職員の活躍の推進のために取り組んでまいります。

また、職場での男性の育児休業取得の促進がされるよう、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会発行の連絡会での研修やニュース等を活用し、周知・啓発に努めてまいります。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【背景】

「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、NPO等の団体とも連携を強化しながら支援センター等の認知度向上を進める必要がある。例えば女性支援特別サイト「あなたのミカタ」、「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron（カランコロン）」などの関連情報を広く周知をし、相談者自身がアクセスしやすい環境づくりを進める。

大阪 SACHICO については、松原市の阪南中央病院内に設置されていて、これまで、阪南中央病院の医師を中心に 24 時間体制対応してきたが、長時間労働に加え医師不足、運営費の確保が困難といった問題から、阪南中央病院から撤退することになった。「大阪 SACHICO の存続と発展を存続する会」が署名活動を実施し、12 月 4 日に大阪府に約 48,000 筆の署名を提出した。その後、2 月 14 日開催の大阪府戦略本部会議にて大阪府が主体となって運営していくことを公表した。

2018 年に、(株) エムティーアイと大阪府が「妊娠・出産・不妊の支援に係る連携・協力に関する」事業連携協定を締結し、その後、不妊等に関する情報提供や相談センターなどを行う「ルナルナ」を立ち上げた。

【回答】（人権・女性活躍推進課、子育て支援課）

「改正DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に関する周知につきましては、広報、ホームページ等において周知を行っております。

本町では、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第3次男女共同参画プラン」に暴力と人権侵害を許さない意識づくりや、若年層へのデートDV防止のための教育と啓発などを具体的施策として盛り込み、DV被害者支援への相談支援体制の充実につきましても、DV相談窓口の周知、相談員の育成、関係機関との連携や緊急時の被害者の安全確保に努めることなど、さまざまな施策の推進を目標としております。今後とも、このプランに沿って各種施策の実施を推進してまいります。

また、妊娠届出時に保健師・助産師による全数面接を実施しており、その中で

「特定妊婦」に対しては、継続的に電話や訪問などで妊婦に寄り添い、必要な支援につなぐなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援に努めています。

また、「不妊治療」中の方への支援として、不妊・不育治療費助成事業を実施し、不妊・不育治療を希望する家庭に対する経済的な支援をおこなうとともに、大阪府の不妊・不育症対策事業（不妊等に関する情相談センター:カラネコロネや情報配信サービス:ルナルナなど）について、町ホームページや窓口において周知しています。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、熊取町においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮し LGBTQ をはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

【背景】

パートナーシップ宣誓証明制度の大阪府連携自治体数 13 自治体（大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市）※2025 年 11 月時点

2023 年 6 月に「LGBT 理解増進法」が施行されて 2 年たったが、社会の理解が進んでいるとは言えず、セクシャルマイノリティに対する偏見・差別は未だ残っている。

2025 大阪・関西万博においても 45 カ所のトイレのうち 4 割の 18 カ所に 112 基設置されたが、不安の声なども多く上がっている。

多目的トイレ数 3,107 カ所（H.P: みんなで作ろう！多目的トイレマップ）

※<https://wc.m47.jp>

【回答】（人権・女性活躍推進課）

本町では、人権啓発情報誌や町ホームページ等において性的マイノリティの人権問題について啓発を行うとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会における事業所向けの研修や、町が主催する男女共同参画講演会においてもテーマとして取り上げるなど、様々な機会を通じ、性的マイノリティに対する理解啓発に努めており、引き続き、様々な機会を通じて理解啓発に努めて参りたいと考えております。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」については、町広報誌等において広く周知を行うとともに、町営住宅入居者募集時において、入居を希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であ

ると証明された場合、申し込みを可能としております。

さらに、大阪府に対しては、当事者の抱える様々な課題等に対応するため、同制度がより有効に活用され、サービスの範囲等が明確になるよう要望しているところ です。

引き続き、大阪府と連携しながら、多様な性が尊重される社会の実現をめざし、理解促進への取り組みを行ってまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

【背景】

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化されて2年が経過したが、依然としてハラスメントは職場で多く発生している。現状、連合大阪の「なんでも労働相談」においても、相談件数はハラスメント関連がトップとなっており、依然として多数発生している状況がある。

- ・2021.9～2022.8…246/1488件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）
- ・2022.9～2023.8…338/2097件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）
- ・2023.9～2024.8…364/1899件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）

【回答】（産業振興課）

カスハラを含む様々なハラスメント対策に係る各種の労働法制の周知については、国や大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報誌や町ホームページ等により啓発に努めてまいります。

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機

会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

【背景】

厚労省・経産省の両立支援ガイドの通り、「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。

疾病・障がいを抱える労働者や、家族等を介護する労働者が仕事を継続できるよう、職場環境整備を行う企業に対して、理解促進を図りながら両立支援対策の強化をする必要がある。

①不妊治療の保険適用（国）との連携

2022年4月から国の制度として、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療が保険適用となりました。大阪府および大阪市では、この保険診療と併用される「先進医療」にかかる費用の一部を助成する制度を設けています

②大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業（2025年4月）

保険診療と併用して行われる先進医療（例：タイムラプス撮像法、子宮内膜受容能検査など）に対し、費用の7割（上限5万円）を助成。

対象は大阪市在住で、治療開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦。

助成回数は、40歳未満で1子ごとに6回まで、40歳以上43歳未満で3回まで

③不育症検査費用助成（大阪府）（2021年度～）

保険適用外の先進医療として実施される不育症検査に対し、費用の一部を助成。

これは国の制度ではカバーされない領域を補完する形で実施されています

④情報提供・啓発ツールの活用（2019年3月～）

大阪府は「ルナルナ」と連携し、スマートフォンアプリを通じて不妊・不育治療に関する情報や助成制度の案内を行っています。

利用者は簡単な質問に答えるだけで、自分が利用可能な助成制度を確認できる仕組みです。

【回答】（産業振興課、介護保険課、子育て支援課）

関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に努めます。また、新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めてまいります。

本町では、不妊・不育治療費助成事業を実施し、不妊・不育治療を希望する家庭に対する経済的な支援をおこなうとともに、大阪府が実施する助成制度（不育症検査費用助成等）について町ホームページや窓口などで情報提供しています。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に

向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、取り組みの実効性を高めること。

【背景】

大阪経済の発展・成長には中小企業（30万社・従業員290万人）の健全な発展が不可欠であり、地場の市町村での取り組みが重要。

条例制定済み市町村（*制定順18市）：昨年より増加なし

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、守口市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市

【回答】（産業振興課）

条例の制定にあたっては、熊取町商工会等の関係機関との意思の統一を図るとともに、本町の産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視し研究してまいります。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

【背景】

作業動線やライン・部品配置の見直しなどのカイゼン活動を徹底することで、生産性向上、付加価値拡大の余地はまだ大きいと考えられる。地域のものづくり企業全体の力を高めることで、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつなげていく。

【回答】（産業振興課）

本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、熊取町商工会を含む各種の関係機関との連携を図ってまいりたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用し、中小企業者に対して継続した支援を行うことで、ものづくり産業の維持・強化に努めます。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に

対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

【背景】

製造業の人材育成、人材確保は喫緊の課題となっている。強固な地場産業の構築のためにも、特に中小企業で働く若手への育成支援が必要と考えられる。

<統廃合対象校>

2025年度より募集停止

1. 西野田工科高等学校→4年連続で定員割れ
(今宮工科高等学校への機能統合)
2. 布施工科高等学校→6年連続で定員割れ
(城東工科高等学校と統合し、新たな工業系高校を設置予定)
3. 城東工科高等学校→3年連続で定員割れ
(布施工科と統合し、現・城東工科の校舎を活用して新高設置予定)

2028年度統廃合計画

1. 生野工業高等学校 (2025年度に募集停止)
2. 泉尾工業高等学校
3. 東淀工業高等学校
→これら3校を統合し、新たな工業高校を東淀工業高校の高地内に設置予定

【回答】(産業振興課)

技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、熊取町商工会を含む各種の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューを通じて、中小企業者へ支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報について町ホームページの充実を図り、広報や啓発チラシ等によりPRしてまいります。

④事業継続計画(BCP)策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは!』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動

を強化し、企業の意識向上を図ること。

【背景】

帝国データバンク 2024年5月調査によると、企業のBCP策定率は19.8%で過去最高となったが、規模別の策定率は大企業：37.1%、中小企業：16.5%と規模間格差が拡大している。能登半島地震のような自然災害だけでなく、サイバー攻撃によるリスクなども高まっており早急なBCP策定が望まれる。

【回答】（産業振興課）

令和6年度に、令和7～11年度の5カ年にわたる次期計画を本町と熊取町商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画には、新たに感染症対策を位置付けました。

計画では、熊取町商工会が主催するBCP策定セミナーの開催した際には支援を行うことを位置付けるなど、中小企業者への支援を引き続き行ってまいります。

特に、産業活性化基金事業補助金での、創業支援や既存事業者支援では、BCPの策定を義務化し、府のシート等を活用したBCPの策定を促進しています。

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

【背景】

「パートナーシップ構築宣言」については、各都道府県で補助金に対する加点措置などを実施して取り組み拡大を図っている。持続的な構造的賃上げを実現するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配により、特に中小企業が原資を確保できる「価格転嫁も含めた取引環境の整備」が必要である。

大阪府内においても、原材料費やエネルギーコスト、人件費の高騰が続く中で、下請中小企業が価格転嫁を申し出ても、発注元から明確な回答が得られず、従来の価格での取引を強いられるケースが依然として多く見られている。こうした状況は、2025年5月に改正された下請法運用基準においても「買ったとき」に該当するおそれがあると明記されており、府内でも深刻な課題となっている

また、大阪府が設置する「下請かけこみ寺」や「価格転嫁サポート窓口」には、価格交渉に関する相談が多数寄せられており、特に中小企業からは「交渉の進め方がわからない」「根拠資料の作成が難しい」といった声が多く、実効性ある支援の強化が求められている。

公正な取引環境の整備は、府内経済の持続的成長に不可欠であり、行政による積極的

な後押しが必要である。

【回答】（産業振興課）

下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報誌をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【背景】

公契約については、労務費の価格転嫁が困難との声が多く寄せられており、特に情報サービスやソフトウェア発注取引においては、予算執行の関係等から短納期・低価格での発注が常態化している。大阪府の「インフレスライド条項」では、受注者の利益保護に関する表現が「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」とされており、実際の運用においては受注者側が十分な利益を確保できないケースも見受けられる。

また、公契約は下請法の直接の適用対象外であるものの、下請ガイドラインや「価格交渉の指針」等に準拠した適正取引が行われるよう制度整備が求められている。府内の中小企業からは、「公共発注においても価格交渉の余地がない」「労務費上昇分が反映されない」といった声が上がっており、府としての制度運用の見直しと、発注者側の意識改革が急務である。

さらに、大阪府内では、労働基準法違反による是正勧告や、労働組合法に基づく不当労働行為命令が発せられている事例が複数確認されており、こうした事業者が公契約に参加し続けることは、労働者保護の観点からも問題がある。公契約制度において、違反歴のある事業者を排除する明確な基準を設けることが、公正な取引と健全な労働環境の確保につながる。

【回答】（総務課）

公契約における取引の適正化については、適正な価格転嫁による適正な価格設

定をサプライチェーン全体で定着させるべきものであると認識しており、今後も経済社会情勢の変化を勘案し、労務単価や資材単価への反映や「インフレスライド条項」の改定検討など、適切な工事発注に努めてまいります。

また、2点目の情報サービスやソフトウェア発注取引については、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注とならないよう町職員への情報提供に努めてまいります。

3点目の入札参加事業者が労働基準法違反等による一定期間入札から排除するなどの措置については、法令違反により監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等が公表された場合は入札参加停止を行っているところです。

また、総合評価入札制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【背景】

公契約条例の制定は、公共サービスの安全・品質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保に効果があり、民間事業の活性化、人手不足の解消にもつながると期待されている。大阪府内では、業務委託契約において最低価格での競争が常態化し、結果として労働者の待遇が悪化し、サービスの質が低下する事例も報告されている。

また、総合評価入札制度については、府の都市整備部などで導入が進んでいる一方で、市町村レベルでは導入が進んでいない自治体も多く、価格のみでの競争によるダンピングや品質低下の懸念が残っている。

さらに、サプライチェーンにおける人権尊重の観点からも、公契約における人権デューデリジェンスの導入は国際的な潮流であり、大阪府としても積極的な対応が求められる。

【回答】（総務課）

公契約の締結や公契約条例の制定については、国全体の政策として捉えられる

べきものであるとの認識から、今後も国や大阪府、府内自治体等の動向を注視していく考えです。また、総合評価入札制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デューデリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

【背景】

海外現地法人の日本人出向者や現地経営者、マネージャー等の中核的労働基準への認識・理解不足や、労使対話の欠如から、労使紛争に発展するケースが多く報告されており、企業の信頼性やブランド価値を損なうリスクが高まっている。特に、アジア諸国における製造拠点では、労働組合の結成や団体交渉の権利が軽視される傾向があり、現地の法令遵守だけでなく、国際基準に基づいた対応が求められている。

さらに、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」では、企業に対し、子会社や取引先を含むバリューチェーン全体における人権・環境リスクの特定・対応・情報開示を義務付けており、日本企業も例外ではない。大阪府内の中堅・中小企業においても、欧州や米国との取引を行う企業が増加しており、今後は人権デューデリジェンスへの対応が輸出や現地展開の前提条件となる可能性が高い。

このような背景を踏まえ、大阪府として、海外展開を目指す企業に対して、国際的な人権基準やデューデリジェンスの重要性を理解し、実践できるような支援体制の構築が急務である。

【回答】（産業振興課）

中核的労働基準の遵守の重要性や、人権デューデリジェンスの必要性については、広報などの各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪

府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

【背景】

重要物資の安定供給確保には、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成が大きな課題となっている。大阪府内でも、工業高校や高専の定員割れや統廃合が進む中で、地域産業を支える人材の確保が困難になりつつある。こうした状況を打開するためには、産官学が連携し、産業に必要な人材像を明確化した上で、教育カリキュラムや実習プログラムを整備し、将来的な人材確保につなげることが不可欠である。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、大学・高専・社会人向けの教育プログラムが本格化している一方で、工業高校については、教育委員会の所管であることから、経済産業省主導の枠組みとの連携が限定的となっているケースがある。

このため、府としては、教育委員会と経済産業局との連携を強化し、工業高校も含めた包括的な人材育成体制を構築することが求められる。

また、地域のものづくり企業全体の競争力を高め、「〇〇の町」としてのブランド化を進めることで、生産拠点としての地域の魅力を高め、若者や転職希望者が地域産業に関心を持ち、就業につながる好循環を生み出すことが期待される。大阪府としても、こうした人材育成の取り組みを戦略的に位置づけ、継続的な支援と制度設計を行うことが求められる。

【回答】（産業振興課）

地域産業を考える上で産学等の連携による人材育成・確保は重要な視点と認識しています。

ご要望にある「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の事例も参照しながら、その手法等について研究してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

【回答】（生活福祉課）

本町には福祉事務所が設置されていないため、生活困窮者自立支援制度の実施主体は大阪府となりますが、住民に最も身近な行政窓口として、大阪府が設置する自立相談支援機関（はひと・ほっと相談室）と十分連携しつつ、地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応してまいります。

また、現在、本町にCSWを4名配置し、関係部署・機関と連携しながら、ケースに応じた伴走型支援を実施しているところですが、当該制度が円滑に推進されるよう、大阪府に対して、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めるとともに、就労に関する部署をはじめ、本町社会福祉協議会など関係機関との協働により、体制の充実を図ってまいります。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月施行の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

【回答】（生活福祉課）

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」については、庁内関係部局と連携し情報共有を行い、パンフレット等を窓口にて配架し、住宅セーフティネット制度が必要な相談者に対しては配付・周知を行っているところです。

また、地域居住支援協議会設置については関係部局と連携し、設置支援を大阪府に求めて参ります。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【背景】

2025年4月から施行されている生活困窮者自立支援法の改正で、関係機関で情報共有し、支策を検討する支援会議の設置が福祉事務所設置自治体の努力義務となった。生活困窮者への包括的な支援体制の構築が一層求められる。

2024年6月に改正された住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者に対する居住支援の重要性がより一層高まっている。特に、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、ひとり親家庭、生活困窮者など、住まいの確保に困難を抱える方々が年々増加している中、地域における持続可能な居住支援体制の確立が急務になっている。

【回答】（生活福祉課）

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施するよう国に求めてまいります。

また、相談ケースにおいて住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々について把握した情報を地域共生ネットワーク構築会議にて共有を行い、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築して参ります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

① がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

本町では、がん検診等について、個人の検診履歴を踏まえた予約受付やプッシュ型の受診勧奨ができる「がん検診 web 予約システム」を導入しています。また、「乳がん、子宮頸がん、胃がん（エックス線検査）、大腸がん、肺がん、骨粗しょう症」検診の自己負担額を無償化し、若い世代も受診しやすい環境づくりに努め、令和7年度からは前立腺がん検診の無償化を行うなど、町民の各種がん検診の受診率向上による健康寿命の延伸に資するようしています。

AYA 世代への勧奨として「熊取町二十歳の誓い」で子宮頸がん検診等の勧奨チラシを配布するなど、がん検診の受診を促す取組を実施しています。

② 口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

【背景】

健診受診率は低レベル。引き続き、受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン等）の継続・拡充を求める。働き盛り世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチ強化も必要ではないか。職域・地域・医療との連携モデルを検討。高齢者のフレイル・誤嚥性肺炎予防、子どものむし歯予防、障がい者・生活困窮者の口腔ケアなど、ライフステージごとの口腔保健事業への財政支援を強化。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

令和6年度より、成人歯科検診の対象者を20歳以上に、協力医療機関を3市3町（熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）に拡大し、受診しやすい環境づくりに努めております。

オーラルフレイル予防の健康相談・健康教育としましては、集団健診受診者にフレイルチェックを行い、口腔機能で予防が必要な者を対象に歯科相談を案内、実施しております。また、通いの場（タピオステーション）立ち上げ支援や継続支援で歯科衛生士と言語聴覚士によるオーラルフレイル予防に関する講話を実施しております。通いの場で取り組んでいるタピオ体操+（プラス）の中にも、お口の体操を含み、各実施地区で取り組まれています。

(3)医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

【背景】

持続可能な医療体制の維持には、医療従事者の人員体制を確保する必要があり、そのためには処遇や勤務環境の改善は欠かすことができない。2024年度から医師の労働時間上限規制が適用されるため、時間外労働時間・休日労働時間の適切な把握と管理が求められる。

また、新型コロナ対応は一定収束したものの、市町村を超えて広域を管轄する保健所も多く、新型コロナウイルスへの備えも含めた体制整備は必須課題である。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

本町には町立病院はありませんが、新たに医療人材確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者とともに協議しています。また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援や、看護師等の医療人材確保のため看護学校に対する支援や本町が実施している保健事業へ実習生の受け入れを行っています。

今後も大阪府、泉佐野泉南医師会をはじめ、関係機関とともに研修機会の拡充に努めてまいります。

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて（★）

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

【背景】

地域の実情に則した質・量ともに十分なサービス提供が可能な地域包括ケアシステムの構築が重要であり、大阪府へは、市町村の個別課題や支援ニーズに対し十分な支援を求める。

【回答】（介護保険課）

地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」において、事業運営の評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。

このような地域包括支援センターの持つ機能・役割等について、地域住民に理解してもらえるよう、広報紙やホームページだけでなく、住民向け講習会の開催、地域の通いの場や医療機関、薬局、町内郵便局、金融機関や小売業者等への戸別訪問にて積極的に広報活動を行ってまいります。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

【回答】（介護保険課）

介護報酬における処遇改善加算について各事業所に周知啓発を図るとともに、今後も大阪府と連携してまいります。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

【回答】（介護保険課）

泉佐野市・熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町広域福祉課の主導のもと、3市3町の介護事業所に対し実施する集団指導の中で、介護現場におけるハラスメント防止に向けた啓発等を行っています。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

【背景】

2024年度の介護報酬改定では、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われた。

⇒介護サービスの質の維持・向上と両立させることが求められる。

また、介護現場における利用者・事業主からのハラスメントも多く、労働者を守る対策も喫緊の課題となっている。

【回答】（介護保険課）

平成27年度より大阪府及び泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する「泉南地域介護人材確保連絡会」に参画し、各市町の取組みなどの情報共有などに努めています。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

【回答】（介護保険課）

認知症の方やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症についての正しい知識を持った応援者「認知症サポーター」を養成する講座を定期開催しています。また、認知症サポーター養成講座受講済みの方を対象としたステップアップ講座を開催することで、認知症の方やその家族への支援を地域でできるよう、地域の見守りや支え合い活動の実践者としての育成にも努めています。

そのほか、町内全小学校でのキッズサポーター養成講座を開催し子どもへの啓発活動を行っています。

また、地域包括支援センターや関係機関と連携・協力しながら、商業施設などへ認知症への理解を深めるための普及啓発を図っていきます。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど熊取町の条例制定を促進すること。

【背景】

近年、認知症の人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが、国および地方自治体において加速している。2024年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、地方自治体には地域の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務が課された。この法律は、認知症の人が尊厳を保ち、希望を持って暮らせる社会の構築を目的としている。

大阪府においては、「大阪府認知症施策推進計画 2024」が策定され、認知症の予防やケア技術の研究開発、若年性認知症支援コーディネーターの配置、認知症サポーターの育成など、包括的な施策が展開されている。しかしながら、府内全体での取り組みの底上げには、条例という制度的な裏付けが不可欠である。

【回答】（介護保険課）

本町では条例の制定はしておりませんが、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」における基本計画の策定を受け、「認知症施策推進計画」を「いきいきくまとり高齢者計画 2024」に包含し策定しております。

今後も認知症施策の充実を図り、認知症の方及び家族の方が住み慣れた熊取町で安心して暮らしていただけるよう様々な施策を推進してまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

【背景】

都市部の待機児童や保育士不足、地域格差、孤育ての深刻化が課題。支援の必要な家庭が制度の狭間に取り残されるケースがある。

【回答】（保育課）

本町におきましては、町立保育所では、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員については、会計年度任用職員制度に則った任用を行っており、近隣自治体の状況も勘案しつつ、勤勉手当の支給や人事院勧告に基づく正規職員に準じた基本給のアップなど、適宜、待遇改善を図り、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。

なお、会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、できるだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育士配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、園内研修や派遣研修の実施により保育士の質の維持・向上に努めるとともに、出退勤システムなどのICTの導入により保育士の負担軽減を図るなど、良質な保育環境・職場環境の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、民間保育所等に対しましては、施設型給付費等における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件に応じて適切に加算を行っているところです。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、保育士等の就職フェアを民間園と協力して行うなど、雇用機会の拡大に努めているほか、令和6年4月1日以降令和9年3月31日までの間に町内の民間保育園等に新たに就労された常勤保育士を対象とした就労支援金制度を創設しております。

「こども誰でも通園制度」につきましては、安定的な事業運営が行えるよう、職員配置や職場環境の改善、研修機会の確保のために、利用児童数に応じて変動する補助ではなく、最も重要な人件費などの固定経費に対する固定的な補助制度の創設を国及び大阪府に要望してまいります。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所

管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【背景】

「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。

一方で、慣れない環境での子どもへの配慮や、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必須である。モデル実施・試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら引き続き市町村への支援を求める。

【回答】（保育課）

本町の保育施設等では、従来より年度当初における待機児童ゼロを維持しているところですが、その一方で、特定の園への入所を希望したり、入所を辞退し育児休業を延長したりしている「利用保留児童」についてはこれまでも発生してきております。

本町は町域がコンパクトであることから、通園に際しては市域の広い他市と比較するとあまり大きな支障とならないことが多いですが、特別な配慮を要する家庭環境のため特定の園への入所を希望せざるを得ない場合などにおいては、保育担当部署や子育て支援担当部署、生活福祉担当部署、保育施設等が迅速かつ密に連携し、可能な限り希望の園に入所できるよう対応しているところです。

施策の進捗管理や評価については、子育て関連だけでなく、効果的な支援の提供に資するべく、事業原課においては年間事業計画を、業務担当者においても年間業務計画を作成し、組織として管理・見直しを行いながら目標達成に努めているだけでなく、定期監査において検査と評価を受けており、着実な事業遂行につなげているところです。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

【背景】

「地域子ども・子育て支援事業」

地域における子育て支援の充実を目的として、市町村が実施する多様な事業群の総称。国が定めた「子ども・子育て支援事業計画」に沿って市区町村が主体的に実施。

*利用者支援事業 *地域子育て支援拠点事業 *一時預かり事業

*病児・病後児保育事業 *ファミリー・サポート・センター事業

*延長保育事業 *児童育成支援拠点事業

※財源は、国・都道府県・市町村が負担。

各市町村が地域の実情に応じて、子育てひろばの開設やファミサポの拡充、病児保

育施設の整備などを進めている。地域格差の解消や専門人材の育成が課題。府としては自治体間の情報共有支援や計画的な人材配置などを支援しています。

【回答】（子育て支援課、保育課）

熊取町こども計画にもとづき、地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業」の実施に取り組んでおり、引き続き、定期的に進捗状況を確認し、効果的な推進を図るなど、事業の協力団体とも連携しながら、適正な進行管理に努めてまいります。

特徴的な取り組みとして、家庭訪問型子育て支援をおこなうホームスタート事業や産前・産後ヘルパー派遣事業を実施するなど、多様なニーズに対応できるよう支援の充実に努め、地域の子育て支援団体や関係各課とともに、切れ目のない支援に取り組んでまいります。

また、大阪府こども計画と連動し、懸案事項に応じた多様な連携体制の構築を図りながら施策を推進しております。

具体的には、担い手不足問題に対しては、公民合同での保育士就職説明会の開催や保育士就労支援金のアピールなどを通して保育士という職業の魅力を伝えてまいります。

さらに、子育てひろばや乳幼児健康診査などあらゆる機会をとらえて支援制度の周知と支援の必要性の早期発見に努め、関係部署・機関連携のもと早期対応していくとともに、障がい児だけでなく、発達に心配のある児童についても保育施設等への心理巡回相談を通して発達状況を継続的に見守り、必要なタイミングで適切に加配保育士を随時配置するなど、セーフティネット機能を充実させてまいります。

病児保育事業については、現在、民間保育所等6か所、町立保育所3か所において体調不良児対応型を実施しているところですが、病児対応型・病後児対応型につきましても、町単独では財政面・担い手の面から実施が困難であったところ、令和3年1月より貝塚市との広域連携により実現させております。

また、保育の広域利用や、障がい児や発達に心配のある児童の転出入に際しても、自治体間・施設間で連携をとり、必要な支援の内容について引継ぎを行い、円滑な転園に資するよう努めております。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

【回答】（子育て支援課）

多様な背景を持つ家庭への支援として、家庭訪問型子育て支援をおこなう「ホームスタート事業」の実施や、「産後ケア事業」において「宿泊型」「日帰り型」に加えて助産師が自宅へ訪問する「訪問型」を導入するなど、多様なアウトリーチ型支援を図りながら、どのような支援が必要か把握できるよう努めています。

また、本町では、住民提案協働事業制度を活用して、「子ども食堂」に取り組む団体を運営面、財政面で支援をおこなうことで、こども達が地域の人達と一緒に

に楽しく食事をし、安心して過ごすことができる居場所を提供しています（令和7年度は、町内全5小学校区のうち、4小学校区で実施）。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

【背景】

令和7年3月に「第三次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども計画に包含）」を策定。市町村や関係部局と連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取り組む。

地域間格差の是正：大阪府内でも地域によって支援体制や施策の充実度に差があることに加えて、平準化が求められる。

【回答】（子育て支援課）

本町では、子育て支援課が担当課として、住民提案協働事業制度を活用して「子ども食堂」に取り組む団体に対し、安定的に事業実施できるよう支援しています。令和7年度は4小学校区で実施する各団体と各々の役割のもと互いに連携しながら、こどもの食事及び居場所を提供し、その中で見守りをおこない、こどもやその親が抱える悩み・課題に応じた支援につなげられるよう取り組んでいるところです。令和8年度にむけて新たに1箇所が準備しており、5小学校区すべてに1か所ずつ子ども食堂が開設される予定です。

また、生涯学習推進課では、放課後や週末における、こども達の安全・安心な居場所として、体験活動や学習支援など、地域と連携した「放課後こども教室（くまとり元気広場）」を実施するほか、学校教育課では、心理的又は情緒的な原因等、さまざまな要因によって学校に行かない・行けない状態にある児童生徒に対して、社会的自立に向け、個々に応じた相談や学習支援ができる居場所として「教育支援センター」を開設しています。

各事業の実施にあたっては、学校や地域にも協力いただきながら周知に努めてまいります。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

【背景】

- ・大阪府では、児童虐待の通告件数が年々増加傾向。
- ・大阪府は、児童相談所の体制強化を進め、児童福祉司や心理職員の増員、専門性の向上を図っている。
- ・地域においては、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターなどを設置

し、子育て家庭への支援を行っている。

【回答】（子育て支援課）

令和6年4月に、子育て支援課内に母子保健機能と児童相談機能を統合した「こども家庭センター（名称：こども支援センター）」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が、虐待予防の視点をもちながら連携して訪問や面接するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。

児童相談体制としては、中学校単位での社会福祉士配置にくわえ、国から勧奨されているスーパーバイザーの配置を確保するとともに、子育て支援課の社会福祉士等が順次研修を受講することで、専門性の向上・相談対応力の向上に努めています。

また、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的として設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の仕組みの中で、警察や学校等の関係機関が連携しながら相談援助活動をおこなっています。要保護児童経過観察記録（モニタリングシート）を活用して保育所等や幼稚園、小・中学校と情報共有するなど、早期発見・支援に取り組み、専門相談や巡回相談により相談支援体制の充実を図るなど、今後も様々な団体の協力を得ながら、関係機関が一体となって児童虐待防止施策を推進してまいります。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。

また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【背景】

ヤングケアラーは子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合も多く、ケアラーとの接点がある学校・職場等で周囲が存在に気づけるよう広く認知度を高める必要がある。また、ケアラー本人が相談窓口や支援制度へアプローチできるよう、相談先の周知活動もあわせて重要な取り組みとなる。

【回答】（子育て支援課）

本町では、令和4年4月に「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」について、年齢に応じた3種類のリーフレットを作成し、ヤングケアラーに関する説明も加え、小・中学生には学校で、一般の方々には「熊取町子どもの権利月間」に町民文化祭やくまとり元気こどもまつりなどで配布し、相談先も含めた周知・啓発に努めています。

さらに、小・中学校への定期的な巡回、介護事業所の自宅訪問の機会を活用し

た見守りなど、関係部局及び関係機関と連携しながらヤングケアラーの早期発見とその支援につなげていきます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【背景】

教育の質を高め子どもの豊かな学びを保障するためには、教職員定数の改善、教職員や支援員等の労働条件を改善し人材確保をすることが重要である。

時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守するよう、課題整理のうえ抜本的に業務を見直し、教員の働き方改革を推進していく必要がある。

【回答】（学校教育課）

教職員の長時間労働是正に向け、従前より出退勤管理システムを導入し、客観的な勤務時間管理に努めています。また、ストレスチェックを実施し、教職員自身がストレスの状況を把握するとともに、職場におけるストレス要因の把握及び改善を図っているところです。これまで、留守番電話設定の時間変更や学校閉庁日の拡大、校務支援システムの導入、健康観察アプリの導入及びスクールサポートスタッフ等外部人材の活用など、様々な取り組みを進めてまいりました。加えて、児童生徒の支援を行う S S W、S C、介助員、学校図書館司書等の配置により、教職員の負担が軽減されております。

これら負担軽減を図る枠組みとなる制度とそれを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、継続的に、各校の特色や実情に応じた取り組みを着実に進めているところです。

労働安全衛生体制の確立に向けては、休職者が発生した際の速やかな人材確保に向けた取組を進めているところです。また、令和 5 年度から在校等時間の長い教職員に対する医師の面接指導を実施しています。保護者に対しても、教育委員会より教職員の働き方改革に関する文書を発出し、ご理解とご協力をお願いしております。

教育委員会といたしましては、今後、「熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、より一層、長時間勤務の是正を図る取り組みを進める等、教職員の健康を守るため、働き方改革を推進してまいります。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー (S C)、スクールソーシャルワーカー (S S W) の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

【背景】

大阪府においては、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死といった深刻な問題が複合的に進行しており、子どもたちの健全な成長と教育の機会が著しく損なわれている。経済的困難を抱える家庭の割合は全国平均を上回っており、特にひとり親世帯や外国にルーツを持つ家庭においては、教育・生活支援が十分に行き届いていない状況である。

【回答】（学校教育課）

深刻化する子どもたちの課題に対応するため、全小中学校に週4日スクールソーシャルワーカーを配置しております。また、スクールカウンセラーを小学校に年間12回、中学校に年間35回配置しております。スクールソーシャルワーカーにおいては、連絡会を月1回開催し、情報共有やケース検討を行う中で、スーパーバイザーより助言していただき、育成に努めております。また、スクールカウンセラーにおいても、府の研修に年2回、町の連絡会に年1回参加し、情報共有を行うとともに、チーフスクールカウンセラーより助言をいただいております。相談・支援実績については、熊取町教育委員会活動の点検・評価報告書に記載し、ホームページでご覧いただけるようにしております。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、専門家と連携をはかりながら、引き続き学校体制を充実させてまいります。

(3) 奨学金制度の改善について（★）

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見送りや退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

【背景】

関西域内でも京都・兵庫・奈良・和歌山で、また大阪府内でもいくつかの市町村で、中小企業の人材確保・府県内の就業定着策として企業支援を行っており、中小企業へ向け、従業員の奨学金の返済支援負担額の一部を補助する伴走支援型事業を実施している。

【回答】（学校教育課）

近年の厳しい経済情勢や家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している人の割合が増加してきている現状については、認識しています。

家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行ってまいります。

(4) 労働教育のカリキュラム化について（★）

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【背景】

アルバイトもワークルールへの理解は重要であり、いわゆるブラックバイト、闇バイトへの対策にもなるため、就職予定者だけでなく中学・高校での学校教育においても労働法制への学習機会が求められる。

【回答】（産業振興課）

学校教育の現場では、キャリア教育の一環として職場体験学習などを各小中学校で実施しておりますが、今後、本町の教育委員会等の関係機関と連携し、労働教育のカリキュラム化について検討してまいります。

(5)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

【背景】

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、差別発言等の人権侵害行為は無くなっておらず、継続した対応が必要。

近年はインターネット上での人権侵害事案も多発しており、「審議会」での議論経過を踏まえ実効性のある対策を進める必要がある。

【回答】（人権・女性活躍推進課）

インターネット上における人権侵害については、決して許されるものではありません。

本町としましては、広報誌等により町民への啓発を行うとともに、その実態の把握のため、令和3年1月から約半年に1度程度にモニタリング調査を実施しているところです。

相談窓口であるネットハーモニーについて、広報誌やポスター等の媒体を用いて住民の皆さんに周知しております。

また、被害者支援等を含め、国や大阪府など広域で、より実効性のある体制の確立が必要であると考えており、引き続き、国や大阪府に対して、体制の確立について働きかけるとともに、先進事例等についても研究を進めて参りたいと考えております。

(6)行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPからmy door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

【背景】

府内の市町村で電子申請システムの導入状況に差があり、全体の7割以上の市町村での導入が進んでいない。my door OSAKA(マイド・ア・おおさか)は、2024年8月29日に大阪府と堺市でサービスを開始。今後、サービスを提供する市町村やサービス内容の拡充を進めていく予定。

【回答】(情報政策課)

本町では、デジタル行政を促進するため、ICT・デジタル関連の職務経験者の採用を実施し、専門的知見を有する、デジタル人材の確保に努めております。今後も必要な人材の確保・育成を継続し、行政のデジタル推進の向上を図ってまいります。

電子申請については、汎用電子申請システムを導入し、住民の利便性向上に資するオンライン可能な手続きを順次拡充しております。併せて、広報誌、ホームページ、公式LINE等の様々な媒体を活用し、積極的に周知してまいります。

デジタル機器に不慣れな方への支援としては、スマホ教室の開催を開催するなど、デジタルデバインド対策を継続して実施してまいります。今後も、住民が安心してデジタルサービスを利用できる環境整備に努めます。

my door OSAKA(マイド・ア・おおさか)については、本町のイベント情報をmy door OSAKA(マイド・ア・おおさか)に掲載しており、町ホームページからアクセスできるようリンクを設置しております。今後も引き続き、my door OSAKA(マイド・ア・おおさか)と連携しながら、情報発信を行い、利用者拡大に努めます。

(7)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始(電子証明書)から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【背景】

- ・マイナンバーカード保有枚数率
 - *全国79.2%：大阪府77.2%(全国43位)
 - *全国指定都市78.5%：堺市77.9%・大阪市76.4%
- ・マイナンバーカードの『2025年問題』。2025年は、マイナンバー制度が始まって10年目。カード本体を更新しなければならない人が、約1200万人に上る。さらにマイナポイント事業開始から5年で、2020年にマイナカードを取得した人は、電子証明書を更新する必要があり、こちらは約1580万人に上る。

【回答】(企画財政経営課)

マイナンバー制度では、特定個人情報の保護措置として、「制度面における保護措置」と「システム面における保護措置」の両面で安全対策が図られており、様々な情報セキュリティ対策が実施され、利用者の安全確保を重要視しております。

本町といたしましても、住民の利便性の向上に寄与する社会基盤として、引き続き

き、マイナンバー制度の適切な運用及び普及促進に努めてまいりたいと考えております。

また、マイナンバーカードの有効期限に伴う更新や運転免許証との一本化については、住民に不利益が生じないよう広報周知に努め、丁寧な対応を行ってまいります。

(8) 政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

【背景】

総務省の有識者会議研究会は、2017年歩行が困難で選挙の投票所に行くのが難しい高齢者らの投票環境を改善するため、郵便投票の対象を拡大する報告書をまとめた。現在は「要介護5」が対象だが、「要介護3」まで対象に含めるよう提言した。だが、現在も法改正はされていない。郵便投票の対象が拡大すれば2022年時点で「要介護4」は約98万人、「要介護3」は約105万人も利用できるようになる。

【回答】（総務課）

1点目の電子投票に関する条例制定及び予算措置について、電子投票の導入により投開票が簡素化され、事務従事者の削減が図れる等のメリットは認識しているところですが、システム導入費用や運用コストといった経費面の観点から、引き続き研究が必要と考えており、条例の制定や予算措置には至っていない状況です。今後も、国や府、近隣市町等の状況を注視してまいります。

また、2点目の郵便等投票制度の手続きの簡素化については、運用改善を図るよう法改正も含めて、機会を捉えて国へ要望してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、熊取町の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【背景】

大阪府では、令和3年に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、府民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減に取り組んでいる。2025年度（令和7年度）は計画の中間年にあたり、施策の進捗状況を評価し、必要な見直しを行う重要なタイミングである。

府内の食品ロスは年間約37.8万トン（事業系17.3万トン、家庭系20.5万トン）と推計されており、2030年度までに2000年度比で半減を目指す目標に対し、依然として大きな課題が残っている。

【回答】（環境課）

食品ロス削減における本町の取組みについては、第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月策定）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施していく。

【主な取組】

外食産業をはじめとする食品関連事業者への積極的な働きかけについては、令和3年度に食べ残しの持ち帰り容器提供やマイ容器持参の認可、小盛り対応等の取組みに協力可能な飲食店を登録する「熊取町 mottECO 食べきり協力店制度」を創設し、町内各店舗に赴き登録の協力を呼びかけ、約30店舗の協力可能店に「mottECO」ステッカーや啓発ポスター等を配布するとともに大阪府ほかさんマップへの登録についても協力を依頼した。

さらなる事業者登録の募集や住民への「mottECO」協力店等の周知啓発については、広報紙や町ホームページに加え、令和5年12月4日公開の脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」において、外食が増加すると想定される年末年始など効果的な時期に3010運動等についての啓発活動を実施し、「食べきり」の促進や「持ち帰り」を基本とする環境整備に努めている。今年度の環境フェスティバルにおいては「熊取町 mottECO 食べきり協力店制度」をはじめ、ごみの削減に関する取組み内容の周知啓発を図った。

また、破棄される農産物の有効活用については、今後、先行事例を参考に調査、研究していきたい。

【その他の取組】

① 「毎週月曜日は“食べマンデー”」

・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページ、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」への啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示やチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。

② 「冷蔵庫スッキリ！レシピ」の作成

・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、広報、ホームページ、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」等で公開

している。なお、一部のレシピは、ホームページに動画もつけて、よりわかりやすい形で情報発信している。

③ 食品残渣分析調査の実施

・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載した。

・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行っている。

以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

【背景】

大阪府では、年間約38万トンの食品ロスが発生しており、その一部を有効活用する手段としてフードバンク活動が注目されている。

しかし、活動団体の多くはボランティアに依存しており、安定的な運営体制の確保が困難な状況にある。特に、冷凍食品の取扱いに必要な設備や輸送体制の不足、個別支援に対応する人員の確保が大きな課題となっている。

【回答】（環境課）

本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より役場、ふれあいセンター、公民館、図書館、体育館、煉瓦館、駅下にぎわい館の町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を月に一度、町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供し、支援しているところである。

今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、ごみダイエットの推進とともに食品ロス削減について、町内イベントや広報、ホームページや特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」などを通じて社会的認知を高めるための普及啓発等に努めていく。

なお、フードバンク活動団体の運営費、人手、設備等については、自立した活動をしていただくことが重要と考えており、日頃の連携体制の中で町としてできることを今後検討していく。加えて、本町が実施しているフードドライブについては、広報やホームページをはじめ、毎年、町内小学校4年生に環境教育セミナーを実施しており、その中で周知啓発に努めている。

また、本町が実施しているフードドライブについては、賞味期限を2ヶ月以上で常温保存のものを取扱い記録も行うなど「フードバンクガイドライン」にあるように安全で透明性のある信頼性の高い取組をできる範囲で行っているところである。

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

【背景】

近年、カスタマーハラスメント（カスハラ）は、従業員のメンタルヘルスや職場環境に深刻な影響を及ぼす社会問題として注目されている。大阪府内でも、特に接客業や医療・福祉分野において、暴言・威圧的態度・不当な要求などの被害が報告されており、現場では対応に苦慮している。

大阪府では2025年4月より「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を開始し、支援機関の育成や対策ツールの整備に取り組んでいるが、これはあくまで中小企業支援に限定されたものであり、府全体としての包括的な制度整備には至っていない。

一方、東京都では2024年に「カスタマーハラスメント対策推進条例」を制定し、事業者に対して従業員保護のための措置を義務づけるなど、先進的な取り組みが進んでいる。

大阪府としても、他自治体の先行事例を参考にしつつ、独自の実情に即した制度設計を行う必要がある。

また、消費者側の意識改革も不可欠であり、単なるルールの整備にとどまらず、府民

一人ひとりが「相手を思いやる消費行動」を実践できるよう、教育・啓発の両面からのアプローチが求められる。

【回答】（産業振興課）

本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置しておりますが、一部の消費者による、一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質なクレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討してまいります。

また、条例の制定については、他市町村の状況も確認しながら、研究してまいりたいと考えております。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

【背景】

大阪府では、若年層を対象とした消費者教育に関して、動画教材やクイズ形式のコンテンツなどを活用した取り組みが進められているが、家庭や地域との連携が十分とは言えず、保護者の理解や協力を得るための仕組みづくりが課題となっている。また、SNS や電子商取引を通じたトラブルが増加しており、ICT リテラシーを含めた教育の強化が急務である。

一方、公共交通機関においては、関西の鉄道事業者 19 社局が 2025 年 3 月に「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」をテーマにした共同キャンペーンを実施するなど、マナー向上に向けた取り組みが進められている

しかし、駅構内や車内での迷惑行為や犯罪行為は依然として発生しており、事業者任せでは限界がある。特に、女性や高齢者、障がい者など、移動に不安を抱える人々にとって、公共交通の安全性は生活の質に直結する問題であり、行政による支援と制度的な保障が重要である。

【回答】（産業振興課、道路公園課）

若年層を対象にした消費者教育としては、5月の消費者月間などに実施する一般向けの講座や連続の消費生活ミニ講座に加え、子どもの頃から消費者意識を身につけるきっかけとして取り組んでいる小中学校への出前講座を実施しています。

さらに、希望に応じて、児童・保護者を対象とした講演会や地域・大学等での出前講座を実施するなど、引き続き消費者教育や啓発に努めてまいります。

「消費者保護審議会」については、現在の相談内容は福祉分野にも関係することが多いことから、地域共生ネットワーク会議（重層的支援体制）に参画し連携を図っていますが、当該審議会については、他の自治体の事例の調査研究を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。

一方、公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んでまいります。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

【背景】

特殊詐欺の手口は年々巧妙化しており、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺など、従来の電話型詐欺に加えて新たな形態が急増している。大阪府では2025年（令和7年）に「大阪府安全なまちづくり条例」を改正し、特殊詐欺等の定義拡大、金融機関やATM設置者への義務付け、電子マネー販売時の確認強化など、包括的な対策を講じている。

しかし、条例の内容が府民全体に十分に浸透しているとは言い難く、特に高齢者層への情報伝達には課題が残る。高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作する行為の禁止や、金融機関による振込上限額の設定など、条例に基づく具体的な行動変容を促すためには、紙媒体や音声・動画を活用した多様な啓発手段が必要である。

また、SNS等を通じて若年層が詐欺の「実行犯」として巻き込まれるケースも増加しており、加害者側の抑止も視野に入れた教育・啓発が重要である。家族や金融機関、店舗などが高齢者に声をかけやすい環境づくりと、地域ぐるみでの見守り体制の強化が不可欠である。

【回答】（自治・防災課）

住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺

の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。

また、令和6年度には、固定電話に取り付けるタイプの特殊詐欺対策機器を高齢者に貸与するとともに、大阪弁護士会及び泉佐野警察署と連携して町民講座を開催するなど、特殊詐欺被害の防止対策の強化に努めており、引き続き特殊詐欺対策機器の貸与を行うなど、犯罪の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、条例の実効性を高めるために広報・ホームページでの周知啓発を図るほか、自治会へのチラシの配布、町施設でのポスター掲示や啓発物の設置なども行っております。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、熊取町としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

【背景】

大阪府は2025年2月に「おおさかカーボンニュートラル推進本部」を設置し、全庁横断的に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す体制を構築している。また、大阪市では「ゼロカーボンおおさか」の実現に向けて、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げ、地域脱炭素先行地域としての取り組みも進めている。

一方で、府内全体では市町村間の取り組みにばらつきがあり、特に中小自治体では人材・財源の不足から脱炭素施策の推進が進んでいない現状がある。また、府民や中小企業に対する情報提供や支援制度の周知が不十分であり、行動変容につながっていない点も課題である。

さらに、再生可能エネルギーの導入においては、コストや設置スペースの問題から導入が進みにくい状況にあるが、軽量・柔軟で都市部にも適したペロブスカイト太陽電池の普及は、今後の大きな突破口となり得る。産業界においても、脱炭素化は「制約」ではなく「成長の機会」として捉えられており、府としても規制緩和や技術導入支援、グリーンファイナンスの活用など、成長を後押しする政策支援が重要である。

【回答】（環境課）

本町においては、既に令和2年5月25日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明、令和5年3月に2050年カーボンニュートラルの実現を目指した熊取町再生可能エネルギー導入戦略、地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の策定、同計画の「事務事業編」の改定を行ったところである。なお、この計画の中で、これまでの取り組みの進捗状況や取組内容については、明らかにしているところである。

また、大阪府が取り組む項目については、事業者向けでは「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」や「中小事業者LED照明導入促進補助金」等、住民向けでは、「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」、「ZEH宿泊体験」、「ゼロエミッション者体験」について、必要に応じ関係各課や関係機関に情報提供している。また、公共施設窓口での各種チラシの配架に加え、広報やホームページ、公式ライン等で普及啓発をしている。

令和5年度については、さらなる大阪府との連携を強化するため、脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」を立ち上げ、大阪府や国の支援事業及び町の実行計画の進捗状況や取組内容等について、広く情報発信しているところである。

また、当該特設サイトでは、脱炭素に向けた住民のアイデアや事業者の取り組みを募集、掲載しており、今後、そのアイデアや取り組みを共有することで身近な問題として、一人一人の意識の向上につなげるとともに住民、事業者の意識と行動変容の促進を図っているところである。

さらに、令和6年度には、大阪府をはじめ環境省や経済産業省の担当者をお招きし、町内中小事業者向けに脱炭素社会への補助金事業等の取り組み支援策に係る事業者説明会を開催し、広く周知することで事業の活用及び行動変容の促進を図った。

今後においても、地元事業者に向けた脱炭素社会への補助金事業等の事業者説明会等の開催や地元事業者の取組推進状況やニーズの実態把握など広く共有できる機会の創出を検討していく。

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然

として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

【背景】

大阪府内では、太陽光発電や蓄電池、V2H (Vehicle to Home) などの再生可能エネルギー設備に対して、各市町村が独自に補助金制度を設けており、2025年度も多くの自治体で導入支援が実施されている。しかし、補助制度の内容や申請条件には自治体間でばらつきがあり、府全体としての統一的な支援体制が重要である。

また、再エネの導入が進む一方で、発電量の変動性や夜間の電力供給といった課題に対応するためには、蓄電池の普及とともに、地域全体で電力を最適に制御するスマートグリッドの整備が不可欠である。現在、大阪府では「おおさかスマートエネルギーセンター」を中心に情報提供や技術支援を行っているが、制度面・財政面での後押しが不足しており、民間投資を呼び込むためのインセンティブ設計が急務である。

さらに、再エネ導入の拡大は、地域経済の活性化や雇用創出にもつながる可能性があり、単なる環境対策にとどまらず、成長戦略の一環として位置づけるべきである。

【回答】（環境課）

再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金などの支援については、大阪府はじめ環境省や経済産業省等において様々な補助金事業が展開されている。

また、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発やスマートグリッドの構築を支援するしくみを構築することについては、町単独で対応は困難であり、それらについては国、府等が対応すべき問題であると考えている。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

【背景】

2025年大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの来訪者が大阪府内の公共交通機関を利用しており、鉄道駅や空港などのバリアフリー化の重要性が一層高まっている。国土交通省が創設した「鉄道駅バリアフリー料金制度」により、府内の主要鉄道事業者ではホーム柵やエレベーターの整備が進められているが、これらの設備は設置後の維持管理や更新に多額の費用を要するため、長期的な運用支援が課題となっている。

また、2024年4月に施行された改正障害者差別解消法により、公共交通機関における「合理的配慮」の提供が義務化されたが、現場では人的リソースの不足や対応スキルのばらつきが課題となっており、介助者の育成や教育体制の整備が急務である。さらに、ハード面の整備だけでなく、府民一人ひとりが障がい者や高齢者に対する理解と配慮を持つ「心のバリアフリー」の実現が求められており、地域・民間・行政が連携した意識啓発の取り組みが不可欠である。

【回答】（道路公園課）

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政支援措置は現在のところ考えておりません。

町内循環バスについては、既にノンステップバスを導入しており、車いすでの乗降に対応したバス停については、現状把握に努め、交通事業者と連携しながら検討してまいります。

また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

【背景】

大阪府では、鉄道駅における安全対策の一環として、可動式ホーム柵の設置が進められており、Osaka Metroでは2025年度末までに全駅への設置完了を目指している。また、大阪府は「鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱」に基づき、主要駅での整備に対して補助金を交付している。

しかし、補助対象は原則として国や市町村の補助を受ける事業に限られ、補助率も1/6程度と限定的であるため、特に利用者数が少ない駅では整備が進みにくいという課題がある。また、設置後の補修・更新に対する支援制度は明確に整備されておらず、設備の老朽化に伴う安全性の低下が懸念される。さらに、可動式ホーム柵は高額な設備であるにもかかわらず、固定資産税の軽減措置は時限的であり、鉄道事業者の財政的負担が継続している。これにより、特に中小私鉄や地方路線では導入が進みにくい状況が続いている。

こうした課題に対応するためには、設置・維持・更新の各段階における財政支援の強化と、税制面での恒久的な優遇措置の導入が不可欠である。

【回答】（道路公園課）

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

【背景】

大阪府では、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、交通安全対策や環境対策を目的とした「運輸事業振興助成補助金」を継続的に実施しており、令和7年度も約6.4億円の予算が計上されている。補助対象には、先進安全自動車の導入、低公害車やエコタイヤの導入、ドライバー教育訓練、バス停留所の改善などが含まれている。

しかし、補助金の交付先は主に業界団体（大阪府トラック協会・大阪バス協会）を通じて行われており、中小事業者が直接的に支援を受けにくい構造となっている点が課題である。また、補助金の活用状況や成果の「見える化」が不十分であり、制度の透明性と公平性の確保が重要である。さらに、いわゆる「2024年問題」により、トラック運転手の労働時間規制が強化され、休憩や荷待ちのための駐車スペースの確保が急務となっている。現在、SA・PAや道の駅の利用が増加しているが、都市部では貨物車専用の駐車スペースが不足しており、違法駐車や路上荷捌きによる渋滞・事故リスクの増大が懸念されている。

このため、物流インフラの整備とともに、都市空間の有効活用による多目的スペースの創出が、交通安全と労働環境の両面から重要な政策課題となっている。

【回答】（道路公園課）

本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題と

して検討してまいります。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【背景】

2025年大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの観光客が大阪を訪れており、自転車や電動キックボードなどの新モビリティの利用が急増している。こうした中、交通ルールやマナーを十分に理解していない利用者による事故やトラブルが懸念されており、特に外国人観光客に対する多言語でのルール周知やレンタル事業者による指導体制の強化が急務となっている。

また、大阪府では自転車事故による死傷者数が依然として高く、令和5年時点でのヘルメット着用率は全国ワーストという深刻な状況にある。市町村ではヘルメット購入補助や高齢者への配布などの対策が進められているが、府としての広域的な支援と啓発が重要である。

さらに、2023年の道路交通法改正により、電動キックボードの規制が緩和されたことで、免許不要での利用が可能となったが、ルールの理解不足による違反行為が多発しており、歩道走行や逆走などの危険行為が社会問題化している。

2026年4月から、自転車にも青切符制度（交通反則通告制度）が導入され、軽微な違反に対して反則金の支払いが義務化されます。**対象は16歳以上で、信号無視やスマホ運転など約113種類の違反が対象となり、反則金は3,000円～12,000円程度です。

制度の施行を待たずとも、交通ルールの周知や安全教育の強化、重点的な取り締まりの実施が重要です。府として、学校・地域・企業と連携した啓発活動を積極的に進めることが求められます。

【回答】（道路公園課）

大阪府自転車条例が平成28年4月に施行されてから、本町においては、条例の内容等について、町広報紙及びホームページに掲載し、自転車マナーや自転車保険の加入等の啓発に努めており、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度についてもホームページに掲載し、周知に努めております。

また、熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部の事業活動の一環として、泉佐野警察と連携し、町内全小中学校において、自転車運転マナーを含めた交通安全教室を実施しています。

なお、自転車レーンの整備については、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。

今後においても、引き続き泉佐野警察署と連携を図りながら、鋭意事故防止対策に取り組んでまいります。

インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のための、レンタル事業者等に対する多言語による交通ルール説明の義務づけについては、必要に応じ、関係機関と協議してまいります。

(5)子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、熊取町の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

【背景】

大阪府内では、保育施設周辺や通学路における交通事故のリスクが依然として高く、特に未就学児や低学年児童の安全確保が喫緊の課題となっている。2025年現在、「キッズ・ゾーン」の設置は東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市などで進められており、泉佐野市でもモデル園が指定されているが、府内全域への展開には至っていない。

また、近年全国で相次いで発生している道路の陥没事故を受け、インフラの老朽化に対する緊急点検と予防的な補修が重要である。特に保育施設周辺や通学路においては、ガードレールの未設置や白線の消耗、夜間照明の不備など、子どもたちの安全を脅かす要因が多数存在する。

大阪府警が定める「通学路等における幼児、児童、生徒等の安全確保に関する指針」でも、歩道と車道の分離、照度の確保、防犯設備の設置、地域との連携による見守り体制の構築などが推奨されており、これらを踏まえた総合的な安全対策が必要である。

【回答】（道路公園課）

キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育

士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。

さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。

令和3年1月からは、未就学児童の移動経路における安全確保に向けた効果的かつ効率的な取り組みを推進するため、通学路安全推進会議に、関係機関として、保育担当部局も参画するとともに、通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路も対象とし、大阪府、泉佐野警察署と連携して、安全対策について検討することとしております。

また、路面標示については、定期的な道路パトロールの実施により、見えにくくなっているところは、順次更新を行い、府及び警察署所管分はそれぞれに情報提供のうえ対応を依頼しているところです。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保(男女比3:1)など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段(衛星通信、無線機、掲示板など)の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

【背景】

大阪府では、南海トラフ地震などの大規模災害への備えが喫緊の課題となっており、避難所の整備と運営体制の強化が重要である。2025年3月に大阪府が策定した「避難所における環境衛生対策ガイド」では、トイレや空調、衛生環境の確保が感染症対策や健康維持に不可欠であるとされている。

特に女性にとっては、避難所生活における生理用品の不足や授乳・着替えスペースの

欠如、性被害のリスクなど、特有の困難が多く報告されており、女性の視点を反映した備蓄・運営体制の整備が急務である。

また、能登半島地震では、介助が必要な高齢者や障がい者の受け入れ先となる福祉避難所が不足し、受け入れ困難な状況が続いたことから、平時からの指定・整備が重要であると再認識された。さらに、防災士の取得促進においても、女性の参画が進むことで、避難所運営や地域防災における多様なニーズへの対応力が高まるとされており、女性防災士の育成と支援制度の拡充が重要である。

【回答】（自治・防災課、健康・いきいき高齢課、生活福祉課）

本町では、「地域防災計画」のほか、各小学校区などで避難所の開設・運営などの基本方針や役割などを定めた「避難所運営マニュアル」を作成しています。

一方、避難所については、女性の更衣や授乳などの利用に資するテントを備え付けるとともに、大阪府と協力して指定避難所に女性用の簡易組み立て式トイレを配備するなど、女性の視点を取り入れた避難所生活の環境改善に努めています。

また、女性防災士の育成については、令和5年度に「女性防災士」の取得促進を目的とした防災士育成研修を開催し、令和6年度からは防災士フォローアップ研修を実施するなどの取り組みを行っています。

さらに、避難所となる各小学校の体育館への空調整備事業を実施するなど環境整備に努めるとともに、災害発生時の医療体制は、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しております。災害時の体制については、泉佐野保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議において関係機関と共に協議しております。

また、感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

一方、各指定避難所における通信手段として、携帯電話の他、携帯電話のデータ回線を用いた通信と簡易無線機としての通信の2つの使い方ができるIP無線機を常備するなど、通信手段の多様化に努めるとともに、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めています。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体

制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【背景】

南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震発生直後の「72時間」が人命救助の分岐点とされており、初期初動体制の確立は極めて重要である。大阪府では「地震防災アクションプログラム」に基づき、緊急輸送道路の耐震化や広域交通ネットワークの整備が進められているが、人的体制の確保や自治体間の連携体制には課題が残っている。

また、災害時には女性が特有の困難に直面することが多く、避難所や一時滞在施設においては、プライバシーの確保、性被害の防止、生理用品や授乳スペースの確保など、女性の視点を反映した対応が不可欠である。しかし、現状では防災会議や初動対応チームにおける女性の参画が限定的であり、意思決定過程に女性の声が反映されにくいという課題がある。

さらに、企業においても、災害時に従業員や来訪者を一時的に受け入れる体制の整備が求められており、常設の災害ボランティアセンターや地域との連携による備蓄・訓練の強化が必要である。

【回答】（自治・防災課）

本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えております。

さらに、自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しております。

一方、震災におけるインフラ（道路網等）整備については、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、熊取町地域防災計画において緊急輸送活動のため確保すべき道路等を選定しています。

また、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、広域的緊急交通路から地

域防災拠点へのアクセス道路となる町道の整備や、広域幹線道路である泉州山手線の早期完成に向けた取組みを進めていただくよう大阪府へ要望を行うなど、緊急輸送ネットワークの確保に努めています。

なお、地域の関係機関等との連携につきましても、本町の総合防災訓練等を通じて強化に努めているところです。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

【背景】

近年の気候変動の影響により、線状降水帯やゲリラ豪雨などの局地的な豪雨が頻発しており、想定を超える土砂災害や浸水被害が各地で発生している。特に、都市部における急傾斜地や老朽化したインフラ周辺では、斜面崩壊や堤防決壊のリスクが高まっており、災害危険箇所の見直しと早期対策が急務である。

大阪府は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を進めているが、指定後の点検・対策が十分に行き届いていない地域もあり、特に高齢化が進む中山間地域では、住民の避難行動に支障が出る恐れがある。

また、災害時には女性が避難所でのプライバシーの欠如や衛生環境の不備、性被害のリスクなど、特有の困難に直面することが多く、避難所の設計や運営においても女性の視点を反映した整備が重要である。トイレや更衣スペースの確保、授乳・育児スペースの設置、女性職員の配置など、平時からの備えが不可欠である。

さらに、災害弱者の避難支援体制の整備や、地域住民による見守り体制の構築も重要であり、地域防災計画の見直しとともに、住民参加型の防災訓練や情報共有の仕組みづくりが重要である。

【回答】(自治・防災課、下水道河川課河川農水室)

集中豪雨等への対応については、従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに地区住民とともに作成したハザードマップにより周知を行い、加えて(一社)地盤品質判定士会と締結した「土砂災害等における連携協力に関する協定」に基づき、土砂災害の可能性のある箇所の現場調査などを実施し、災害の未然防止に努めています。

令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、下流への影響が大きいため池から順次、耐震性の調査を大阪府により実施し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するなど、点検においても大阪府と合同で実施しています。

また、浸水対策事業として水路改修工事等や森林整備として災害を未然に防止するため、町有林の現状や要整備箇所等の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでいます。

さらに、熊取町地域防災計画において避難経路を選定しており、総合防災訓練時などの機会を捉えて住民周知を図るとともに、大阪府と協力して指定避難所に女性用の簡易組み立て式トイレを配備するなど、避難所における生活環境の改善にも努めています。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。また、熊取町が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【背景】

近年の気候変動の影響により、線状降水帯や局地的豪雨による風水害が頻発しており、地域の地形や河川状況に応じた避難行動が重要である。特に山間部や湾岸部、都市部の低地などでは、短時間での浸水や土砂災害のリスクが高く、住民一人ひとりが自らの居住地のリスクを把握し、適切な避難行動をとるための防災意識の向上が不可欠である。

また、外国人居住者の増加に伴い、言語や文化の違いによる情報格差が災害時の避難行動に影響を及ぼす可能性がある。多言語対応や視覚的な情報提供（ピクトグラム等）の強化は、災害時の混乱を防ぐためにも重要である。

さらに、女性にとっては、避難所でのプライバシーの確保や育児・介護への対応、性被害のリスクなど、災害時に特有の困難が存在する。こうした課題に対応するために

は、避難行動の段階から女性の視点を取り入れた情報提供や訓練が必要であり、地域防災計画や企業のBCP（事業継続計画）にもその視点を反映させることが重要である。

【回答】（自治・防災課）

外国人居住者を含めた地域住民への「おおさか防災アプリ」の利用促進として、町の公式LINEでの周知や、自治会へのチラシの配布など普及啓発に努めています。

また、大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和3年11月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険個所の周知を図っているところですが、同マップの内容を確認し必要に応じて改善を図りながら、更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

なお、本町では、「熊取町業務継続計画（令和4年5月改訂）」を作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。

また、高齢者等の災害時に支援が必要な人々に対する配慮については、総合防災訓練や地区ごとの自主防災訓練を通して「共助」意識の醸成を図りながら、地域住民との情報共有を行うとともに、大阪府と協力して指定避難所に女性用の簡易組み立て式トイレを配備するなど、避難所における生活環境の改善に努めています。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

【背景】

2024年の能登半島地震では、道路・鉄道・通信などの基幹インフラが広範囲にわたって被災し、復旧に長期間を要した。特に通信インフラについては、基地局の倒壊や電源喪失により、被災地での情報伝達が困難となり、避難誘導や安否確認、医療支援の遅れにつながった事例が報告されている。

大阪府においても、南海トラフ地震などの大規模災害が想定されており、鉄道・道路・通信などのインフラが同時多発的に被災する可能性が高い。大阪府地域防災計画では、広域緊急交通路や防災行政無線の整備が進められているが、復旧体制の実効性や自治体間・事業者間の連携体制には課題が残る。

また、災害時には女性が避難所や一時滞在施設での情報不足や移動困難、プライバシーの欠如など、特有の困難に直面することが多く、インフラ復旧の遅れが生活や健康に

直結する。特に、乳幼児を抱える母親や妊産婦にとっては、通信手段の確保や交通アクセスの遮断が、医療・衛生・育児支援の遅れに直結するため、女性の視点を反映した復旧計画の策定が不可欠である。

このような背景から、災害時のインフラ復旧は単なる技術的課題にとどまらず、社会的弱者への影響を最小限に抑えるための「人間中心の復旧戦略」として、国・自治体・民間事業者が一体となって取り組む必要がある。

【回答】（下水道河川課河川農水室、自治・防災課）

自然災害による土砂・倒木流入や河岸崩壊などについては、町管理地では、迅速な復旧や対策を行い、被害が拡大することを防止し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を大阪府などの関係機関と協力し取り組んでまいります。

また、各指定避難所における通信手段として、携帯電話の他、携帯電話のデータ回線を用いた通信と簡易無線機としての通信の2つの使い方ができるIP無線機を常備しており、簡易無線機としての通信では、携帯電話のデータ回線が使えない場合でも、通信範囲は町内全域を概ねカバーしていることから、災害時の通信体制が確保されています。

なお、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、熊取町地域防災計画において各避難所と広域幹線道路を繋ぐ地域緊急交通路を選定するなど、緊急時の移動手段を確保しています。

(10)交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

【背景】

少子高齢化や過疎化の進行により、通勤・通学・通院・買い物など、日常生活に必要な移動手段が確保できない「交通空白地」が拡大している。特に、女性や高齢者、子育て

て世帯など、移動に制約のある層にとっては、公共交通の減少や廃止が生活の質に直結する深刻な問題となっている。

2025年から本格導入が進む日本版ライドシェアについては、利便性の向上が期待される一方で、利用者アンケートでは「使い方が分からない」「女性一人では不安」といった声も多く、特に女性にとっては、夜間や単独利用時の安全性、運転者との接触への不安が課題となっている。

また、ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通としての安全性・信頼性を確保することが前提であり、ドライバーの労働環境や利用者保護の観点からも、慎重かつ段階的な制度設計が必要である。

そのため、大阪府としては、地域公共交通の維持・再編とあわせて、ライドシェアや自動運転などの新技術を活用しつつも、公共性・安全性・労働環境の確保を前提とした総合的なモビリティ戦略を構築することが重要である。

【回答】（道路公園課、未産業振興課、生活福祉課）

本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3コース、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4コース、それぞれ存在しています。

しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物弱者」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和5年2月に地域交通法に基づく会議体である「熊取町公共交通協議会」を発足し、令和7年2月に住民や本町に関わる人々にとって利用しやすい、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、「熊取町地域公共交通計画」を策定しております。

令和7年度からは計画に基づき、計画期間内（R7～R11）での目標達成に向け鋭意取り組んでおり、公共交通の利便性向上に努めております。

移動販売や商業施設の開設・運営への支援等については、産業活性化基金を活用した、「町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金」などの支援メニューの提供を通じて、引き続き取り組んでまいります。

介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。

今後は、よりきめ細やかな取組に向けて、熊取町スマートシティ構想に基づき、本町社会福祉協議会と連携しながら事業効果を検証してまいります。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に熊取町においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【背景】

上下水道インフラの多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が進行している。2024年の能登半島地震では、耐震化が進んでいなかった地域で上下水道の長期断絶が発生し、約14万世帯が影響を受けた。

また、2021年の和歌山市では水管橋の崩落により約6万世帯が断水するなど、インフラの老朽化が市民生活に直結するリスクが顕在化している。

大阪府内でも、技術職員の高齢化や人材不足が深刻化しており、上下水道の維持管理に必要な技術の継承が課題となっている。特に、災害時の迅速な復旧や、PFASなどの新たな水質リスクへの対応には、専門的知見を持つ人材の確保が不可欠である。PFAS

(PFOS・PFOA)については、大阪府内でも複数の地点で国の暫定目標値(50ng/L)を超過する事例が報告されており、例えば大阪市では232ng/L、茨木市では94ng/Lが検出されたケースがある。これらの地点では水源の切り替えや使用中止などの対応が取られているが、住民の不安は根強く、行政による継続的な調査と情報公開が求められている。

また、災害時や断水時には、女性や子育て世帯にとって特有の困難が生じやすく、トイレや衛生環境の確保、乳幼児の水利用などにおいて、性別やライフステージに応じた配慮が必要である。こうした視点を上下水道の整備・運営計画に反映させることも、今後の重要な課題である。

【回答】(下水道河川課)

水道事業につきましては、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が本町ではなくなっていることから、今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしくお願い致します。

今後発生が予想される、特に耐用年数を迎えた下水道インフラの事故への対策を進めるべく、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承につきましては、下水道事業の中期計画である「熊取町下水道ビジョン(経営戦略)」で定める事業規模・方針に見合った人員確保を行うとともに、外部研修への積極的な参加・活用等しながら職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

<新規>

(12)空家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

【背景】

大阪府では、空き家率が上昇傾向にあり、特に郊外部や市街地周辺での老朽化住宅の放置が深刻化している。2025年4月に改定された「住まうビジョン・大阪」では、空き家の除却だけでなく、利活用を通じた地域活性化が重点施策として位置づけられている。一方で、市町村によって空き家対策の進捗や体制にばらつきがあり、空き家バンクの運用においても、情報の更新頻度やマッチング支援の体制に課題があり、利用者にとって使いやすい仕組みの整備が求められている。

さらに、空き家の利活用においては、女性や子育て世帯にとって、住宅の安全性や周辺環境、アクセス性などが重要な要素となる。特に、ひとり親家庭やDV被害者など、住まいの確保に困難を抱える女性にとって、空き家の活用は生活再建の重要な手段となり得るため、ジェンダー視点を取り入れた空き家政策の推進が必要である。

また、空き家の活用には改修費用の負担が大きな障壁となっており、補助制度の拡充や手続きの簡素化、専門家による相談体制の強化が求められている。大阪府としては、こうした課題に対応するため、市町村への技術的・財政的支援を強化し、広域的な連携による空き家対策の推進が急務である。

【回答】（まちづくり計画課）

本町では法定協議会は未設置ですが、学識経験者、法務、不動産、建築の専門家で構成する空家等対策審議会（任意協議会）を設置し、審議会委員の意見をお聞きしながら令和2年6月に熊取町まち育てプラン（熊取町空家等対策計画）を策定しており、今後も実行性を高めるよう必要に応じて見直しを行う予定です。

空き屋バンクについても本町では既に設置済みであり、今後も空家の有効活用を進めるため、様々な状況下におかれる空き家の所有者等と利用希望者との間口の広いマッチング支援の場として他自治体の取り組み等も参考にしながら継続した運営ができるよう情報収集に努めてまいります。

また、空き家の改修費補助制度については、本町の財政状況、国庫補助制度の活用も見据えながら関係部局と協議のうえ検討するとともに、広域的な空き家活用のための自治体間の連携についても適宜情報交換を行いながら、引き続き空き家対策に取り組んでまいります。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、熊取町における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、熊取町民の健康と生活環境の向上を図ること。

【背景】

大阪府では、2025年4月に受動喫煙防止条例が全面施行され、屋内禁煙の徹底が進む一方で、施設周辺における路上喫煙や吸い殻の投棄が深刻化している。これにより、非喫煙者や子ども、高齢者などの健康被害が懸念されるほか、景観や衛生環境の悪化も問題となっている。

一方で、喫煙者にとっても、条例の施行により喫煙可能な場所が著しく制限され、適切な喫煙環境の確保が困難となっている。喫煙者の権利を尊重しつつ、非喫煙者の健康を守るためには、双方の立場に配慮した分煙環境の整備が不可欠である。

現在の公衆喫煙所整備は、民間事業者の任意によるものであり、設置数や場所に偏りがある。また、維持管理費用の負担が重く、継続的な運営が困難となるケースも見受けられる。こうした課題に対応するためには、大阪府が責任を持って整備・運営を行う体制の構築が不可欠である。

大阪府としては、こうした課題に対応するため、技術的・財政的支援を強化し、広域的な連携による公衆喫煙所整備の推進が急務である。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

本町においては、大阪府における「大阪府公衆喫煙所設置補助制度」の周知に努めております。

7. 大阪南地域協議会独自要請

(1) 震災における対応について<継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

【回答】（自治・防災課）

本町の総合防災訓練については、従来、行政や関係機関が主となる展示型訓練を行っていましたが、近年の頻発する大規模災害により住民等の防災への関心が高まっていることから、令和4年度より住民参加型訓練を導入し、直近では令和7年度に地域の自主防災組織等と連携した避難所開設訓練等を行うなど、実践的かつ効果的な訓練の実施に努めているところです。（3年ごとの実施）

また、実施する旨の住民周知においては、町の広報誌やホームページ、施設等へのポスター掲示等での案内を行ったほか、各区・自治会の自主防災組織が集まった連絡協議会において、訓練実施の説明を行うなど実効性を高めるための工夫を行っています。

なお、本町では39の区・自治会全てにおいて自主防災組織が結成されており、毎年度、各地区の特色に合わせた自主防災訓練が実施されています。（年1～2回程度）

(2)各自治体による少子化対策について<継続>

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自的に実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

【回答】（子育て支援課、保育課）

本町においても、こどもの人数は年々減少し、核家族化は進む傾向にあります。一方、合計特殊出生率（H30～R4）は1.41で、前回（H25～H29）の1.33から上昇しており、また、出生時から小学校入学時にかけての子どもの数は増加する傾向にあります。

このような中、少子化対策として独自に実施している事業として、令和4年度から産前産後ヘルパー派遣事業、令和5年度から助産師による8か月児訪問事業、令和7年度からは産後ケア事業に助産師が自宅を訪問する家庭訪問型支援を導入するなど、アウトリーチ型の支援の充実を図っています。

また、広域的に実施する施策として、産後ケア事業を大阪府内全域で利用できるよう、大阪府や大阪府内自治体と調整をすすめるなど、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進してまいります。

本町では障がい児や発達に心配のある児童、医的ケアを必要とする児童を保育施設等に柔軟に受け入れ、加配保育士の配置も積極的に行っているところですが、近年の障がい児等配慮を要する子どもの増加に伴い、加配保育士の確保に苦慮しているところです。今後も安全安心な保育サービスを安定的かつ継続的に提供していけるよう、民間園に就職した保育士に対する就労支援金の交付などにより、引続き保育士の確保に努めてまいります。

また、近年は特に学童保育のニーズが急増しているため、適宜支援の単位の増設や分室の設置を行うなど、保育、学童保育ニーズに適切に対応しているところであり、さらに、町独自施策として、令和5年9月から小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから数えて2人目の保育料を無償化するなど、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。

そのほか、町内には、周辺自治体ではあまり行っていない休日保育や夜10時までの夜間保育を実施する民間の保育園が立地しており、多様な保育ニーズに応える環境が備わっておりますが、ニーズや利用状況の把握に努めながら、必要に応じて国・府に対する支援の要望や町独自支援の検討も行ってまいります。広域的に取り組んでいる施策については、3-(5)-3でお答えしたとおりです。

(3)子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっております。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

【回答】(子育て支援課)

本町では、子育て支援課が担当課として「子ども食堂」を住民提案協働事業を活用して実施しています。担当職員は民間の支援情報を各食堂へ提供したり、各食堂の運営協議会に参加するなどして、運営をサポートするほか、関係者同士がつながり意見交換できる機会として、町内の4食堂と担当職員の交流会を年1回開催しています。

また、環境課が担当課として町内公共施設の窓口で「食品回収(フードドライブ)」を実施し、家庭で余っている食品を回収して「子ども食堂」でも活用いただくなど、食べ物を必要としている人へつなげる取組をおこなっています。

8. 泉南地区協議会独自要請

(1)広域幹線道路の整備について

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線道路として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時において広域的な緊急輸送ルートとなることなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組むこと。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道 170 号線についても、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組むこと。

【回答】（まちづくり計画課）

泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきたところです。令和 6 年度には本協議会へ新たに 3 市 1 町の商工会議所ならびに商工会に賛助会員として参画いただき、整備推進、早期完成に向けた連携協力を図っていくこととし、令和 7 年 8 月に事業主体である大阪府に対して、要望活動を行っております。令和 2 年度に策定された大阪府都市整備中期計画では、（都）貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道 170 号（大阪外環状線）についても慢性的な渋滞解消を図るべく、大阪府に対して 4 車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の（都）大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されており、引き続き、大阪府と 4 車線整備の進め方について検討してまいります。

以上